

地域計画区域内に営農型太陽光発電施設を設置する場合の「協議の場」について

御 殿 場 市 農 政 課
御殿場市農業委員会

1 概 要

農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」の区域内で営農型太陽光発電施設を設置する場合、農地法に基づく申請の前に、あらかじめ地域計画の「協議の場」に諮り、地域計画の達成に支障がないことを確認する必要があります（農地法の許可要件）。

本市においては、令和 7 年 1 月 23 日に地域計画を策定したため、今後は営農型太陽光発電施設を設置する場合、設置者が協議の場において事業内容等を説明し、地域の関係者から合意を得る必要があります。

※御殿場市地域計画の区域・・・原則農振農用地（青地農地）

2 協議の内容

- ・設置者より、実施経緯、営農計画、事業内容、周辺農地に支障がないこと等について説明していただきます。
- ・設置者は、参集者からの質問や意見に回答していただきます。
- ・地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないことの合意が得られたら、その結果を市ホームページに公表します。

3 手続きの流れ

時期（毎月）	内 容	実施者
随時	事前相談 地域計画区域内の農地であるか確認	設置者→農政課・農業委員会事務局
5 日	協議の場開催申出締切日	設置者→農政課
翌月 12 日	協議の場開催	農政課・農業委員会事務局
（以降、協議の場で合意が得られた場合の流れ）		
翌月 12 日以降	協議の場の結果公表	農政課
翌月 20 日	農地法許可申請締切日	設置者→農業委員会事務局
翌々月 12 日	農業委員会総会定例会	農業委員会事務局
翌々月 12 日以降	農地法許可	農業委員会事務局→設置者

4 必要書類

- ・農地法第3条申請書（案）及び添付資料・・・1部
- ・農地法第5条申請書（案）及び添付資料・・・1部
- ・営農型太陽光ガイドライン様式例第1号～第4号・・・各1部
- ・その他市が必要と認めるもの・・・各1部

5 その他

- ・令和7年1月22日以前に設置された営農型太陽光発電施設については、農地法の一時転用許可期間満了に伴う再許可時に、協議の場の合意が必要となります。
- ・協議の場で一度合意を得れば、その後の再許可毎の合意は不要です。
- ・令和6年度の法改正により、下部農地の取扱いが変更となりました。これまでは太陽光パネル直下の部分のみとしていましたが、今後は農地全体での営農を行い、原則単収の8割以上の収量が求められます。また、下部農地が3,000㎡以上の場合は、静岡県農業会議の常設審議委員会においても審議されます。
- ・協議の場開催申出締切日（毎月5日）が休日・祝日の場合は前倒しとなります。
- ・協議の場の開催日（毎月12日）が休日・祝日の場合は後倒しとなります。
- ・通常の農地転用手続きに比べ時間を要するため、早めに事務局へご相談ください。

【参考資料】

①御殿場市地域計画



②営農型太陽光に係る ガイドライン・Q&A（国）



③御殿場市農業委員会への 農地法に基づく手続き



問合せ先：御殿場市農政課農政スタッフ（御殿場市農業委員会事務局）

電話：0550-82-4620 メール：nousei@city.gotemba.lg.jp